

受 付			建 築 確 認 申 請 書 同 意 調 査 票		
	建 築 主	氏 名	TEL		
		住 所			
建 築 設 計 事 務 所	会 社 名	TEL			
	住 所				
工 事 施 工 者	会 社 名	TEL			
	住 所				
建 築 場 所	古賀市				
主 要 用 途			構 造		
工 事 種 別	新築 増築 改築 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替				
	申 請 部 分		申 請 以 外 の 部 分		合 計
敷 地 面 積	㎡		㎡		㎡
建 築 面 積	㎡		㎡		㎡
延 べ 面 積	㎡		㎡		㎡
意 見	建 設 課			担 当 者 印	回 覧 日
	都 市 計 画 課			担 当 者 印	
	農 林 振 興 課			担 当 者 印	
	環 境 課			担 当 者 印	
	下 水 道 課			担 当 者 印	
備 考					

確 約 書

私 儀

今般住宅、倉庫・物置、工事建築に当り建築確認申請書に対する下記諸条件を遵守施工することを確約いたします。

記

条 件

- (1)建物又は門、へい、擁壁等の構築は、道路の中心線より敷地内へ2 m 以上後退すること。(建築線)
- (2)水路と4 m 以下の道路とある場合は、水路側の道路の境界より水平に4 m 以上敷地内へ後退すること。(建築線)
- (3)建築線より道路側に建築物(建物、門、へい、擁壁等)を突出して構造しないこと。
- (4)官民境界線上に建築物を築造する場合は、市役所建設課へ境界査定願を提出して査定を受けること。
- (5)敷地内の排水は路面に支障をきたさないようにし、他人に迷惑をかけること。
- (6)建築工事中、公共施設(道路、側溝等)に土砂の流出が生じたり、損傷を与えたりしないよう施工すること。なお、損傷等を与えた場合は直ちに原形復旧すること。

古 賀 市 長 殿

平成 年 月 日

住 所
申 請 人
氏 名

印